

税額控除一覧

税額控除の種類	税額控除の内容	税額控除の計算方法(概要)																																																																																			
調整控除	<p>税源移譲による個人の負担増を調整するための控除。</p> <p>平成19年の税制改正による税源移譲で、所得税額と町民税・県民税を合計した税額が、税源移譲前と比較して極力変わらないように、人的控除の差による負担増の調整を行います。</p> <p>※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。</p>	<p>(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 A・B いずれか少ない額 × (町民税3%・県民税2%) A: 人的控除額の差の合計額 B: 合計課税所得金額</p> <p>(2)合計課税所得金額が200万円超の場合 { A - (B - 200万円) } × (町民税3%・県民税2%) ※ 町民税の調整控除額…1,500円未満の場合は1,500円 県民税の調整控除額…1,000円未満の場合は1,000円</p> <p>【人的控除の差 早見表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除の区分</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">障害者控除</td> <td>特別</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>同居</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>同居以外</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親控除</td> <td>父</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">寡婦控除</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤労学生控除</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除の区分</th> <th colspan="2">差額</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">扶養控除</td> <td rowspan="3">老人</td> <td>特定</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>同居</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>同居以外</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>基礎控除</td> <td>5万円</td> </tr> </thead> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除の区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">差額(あなたの合計所得金額)</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>950万円超 950万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>老人</td> <td>10万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)</td> <td>48万円超</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万円以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55万円未満</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	控除の区分		差額	障害者控除	特別	22万円	同居	10万円	同居以外	1万円	ひとり親控除	父	1万円	母	5万円	寡婦控除		1万円	勤労学生控除		1万円	控除の区分		差額		扶養控除	老人	特定	18万円	同居	13万円	同居以外	10万円	基礎控除		一般	5万円			基礎控除	5万円	控除の区分		差額(あなたの合計所得金額)				900万円以下	950万円超 950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円	適用なし	一般	5万円	4万円	2万円	適用なし	配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)	48万円超	5万円	4万円	2万円	適用なし	50万円未満					50万円以上					55万円未満	3万円	2万円	1万円	適用なし
控除の区分		差額																																																																																			
障害者控除	特別	22万円																																																																																			
	同居	10万円																																																																																			
	同居以外	1万円																																																																																			
ひとり親控除	父	1万円																																																																																			
	母	5万円																																																																																			
寡婦控除		1万円																																																																																			
勤労学生控除		1万円																																																																																			
控除の区分		差額																																																																																			
扶養控除	老人	特定	18万円																																																																																		
		同居	13万円																																																																																		
		同居以外	10万円																																																																																		
基礎控除		一般	5万円																																																																																		
		基礎控除	5万円																																																																																		
控除の区分		差額(あなたの合計所得金額)																																																																																			
		900万円以下	950万円超 950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超																																																																																
配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円	適用なし																																																																																
	一般	5万円	4万円	2万円	適用なし																																																																																
配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)	48万円超	5万円	4万円	2万円	適用なし																																																																																
	50万円未満																																																																																				
	50万円以上																																																																																				
	55万円未満	3万円	2万円	1万円	適用なし																																																																																
住宅借入金等特別控除	<p>前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受け、所得税で控除しきれなかった金額がある場合に受けられる控除</p> <p>※平成19年・20年入居の方は対象外</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年月日</th> <th>～平成26年3月</th> <th>平成26年4月～令和3年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除限度額</td> <td>次の①と②のいずれか少ない金額 ①その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ② 所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)</td> <td>次の③と④のいずれか少ない金額 ③その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ④ 所得税の課税総所得金額等の5% (最高136,500円) ※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合</td> </tr> </tbody> </table>	居住開始年月日	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月31日	控除限度額	次の①と②のいずれか少ない金額 ①その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ② 所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	次の③と④のいずれか少ない金額 ③その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ④ 所得税の課税総所得金額等の5% (最高136,500円) ※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合																																																																													
居住開始年月日	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月31日																																																																																			
控除限度額	次の①と②のいずれか少ない金額 ①その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ② 所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	次の③と④のいずれか少ない金額 ③その年の住宅ローン控除可能額 － 所得税額 ④ 所得税の課税総所得金額等の5% (最高136,500円) ※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合																																																																																			
寄附金税額控除	<p>1. 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)</p> <p>2. 三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部に対する寄附金</p> <p>3. 所得税の控除対象となる寄附金(国に対する寄附金・政党等に対する政治活動に関する寄附金は除く)のうち</p> <p>① 三重県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金</p> <p>② 三重県外に主たる事務所を有する法人で県内に学校を設置するものに対する寄附金</p> <p>③ 三重県外に主たる事務所を有する法人で県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金</p> <p>④ 三重県知事または三重県教育委員会が許可した特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>※条例指定団体は、町・県とも同じ団体</p>	<p>【控除額の計算方法】</p> <p>基本控除額 (寄附金額×1-2,000円) × 10% + 特例控除額 ※2 (寄附金額-2,000円) × {90%-所得税率×3×1.021×4}</p> <p>※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 ふるさと納税にのみ適用され、個人町県民税所得割額の2割を限度 ※3 寄附者に適用される所得税の限界税率 ※4 復興特別所得税率</p>																																																																																			
配当控除	<p>総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得を除く)がある場合に受けられる控除</p> <p>なお、課税総所得金額等の合計額が1,000万円を超える場合は、1,000万円を超える部分と1,000万円以下の部分で控除率が異なります。</p>	<p>申告した配当所得の金額に次の表の率をかけた額を控除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>課税総所得金額等の合計額</th> <th>町民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当、剰余金の配当・分配、特定投資信託の収益の分配</td> <td>1,000万円以下の部分</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>証券投資信託の収益の分配</td> <td>1,000万円超の部分</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>(一般外貨建等証券投資信託を除く)</td> <td>1,000万円以下の部分</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円超の部分</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td> <td>1,000万円以下の部分</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円超の部分</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	所得の内容	課税総所得金額等の合計額	町民税	県民税	利益の配当、剰余金の配当・分配、特定投資信託の収益の分配	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	証券投資信託の収益の分配	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	(一般外貨建等証券投資信託を除く)	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%		1,000万円超の部分	0.4%	0.3%	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%		1,000万円超の部分	0.2%	0.15%																																																							
所得の内容	課税総所得金額等の合計額	町民税	県民税																																																																																		
利益の配当、剰余金の配当・分配、特定投資信託の収益の分配	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%																																																																																		
証券投資信託の収益の分配	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%																																																																																		
(一般外貨建等証券投資信託を除く)	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%																																																																																		
	1,000万円超の部分	0.4%	0.3%																																																																																		
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%																																																																																		
	1,000万円超の部分	0.2%	0.15%																																																																																		
配当割額控除	<p>上場株式等の配当等で、支払時において住民税が徴収された配当所得(特定配当等にかかる所得)を申告した場合に受けられる控除</p> <p>控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。</p>	<p>特定配当等にかかる所得の金額 × 5% (町民税3/5・県民税2/5)</p> <p>※ 申告をした場合、配当所得や株式等譲渡所得は合計所得金額に含まれますので、所得限度額超により扶養控除等が受けられなくなったり、国民健康保険税や各種給付(所得基準があるもの)等の判定に影響が出たりすることがありますのでご注意ください。</p>																																																																																			
株式等譲渡所得割額控除	<p>源泉徴収口座で取引された株式等譲渡所得(特定株式等譲渡所得)を申告した場合に受けられる控除</p> <p>控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。</p>	<p>特定株式等譲渡所得の金額 × 5% (町民税3/5・県民税2/5)</p>																																																																																			